

快速フリーローン

【保証会社 (株)クレディセゾン】

平成 28 年 10 月 3 日現在

商品名	快速フリーローン
ご利用いただける方	次の条件を全て満たす個人の方 (1) 住居または事業所が当組合の営業区域内で、申込み時の年齢が満 20 歳以上、且つ完済時満 81 歳未満で、電話連絡が可能な方 (2) 安定継続した収入のある方 (3) 保証会社の保証を受けられる方 ※個人事業主の方もお申込みいただけます。 ※パート、年金受給者、アルバイト、専業主婦の方もお申込みいただけます。
お使いみち	ご自由です。事業性資金、他の金融機関等の借換えにもご利用いただけます。
ご融資金額	10 万円以上～500 万円以下 (1 万円単位)
ご融資期間	(1) 「(毎月)元利均等返済」または「(毎月)元利均等返済+ボーナス併用返済」の場合 6 か月以上 10 年以内。返済回数は 6 回以上 120 回以内、但し、ご融資金額が 300 万円以下の場合は 84 回とします。 (2) 「(隔月)元利均等返済」の場合 6 か月以上 10 年以内。返済回数は 3 回以上 60 回以内、但し、ご融資金額が 300 万円以下の場合は 42 回以内とします。
ご融資形態	証書貸付
ご融資利率	年 5.0%、年 8.8%、年 12.5%の 3 通り ※ご融資利率は審査により決定させていただきます。 ※保証料を含みます。
ご返済方法	(1) 「(毎月)元利均等返済」または「(毎月)元利均等返済+ボーナス併用返済」 ・ボーナス返済はご融資金額の 50%までとします。返済は 6 か月ごとの指定月とします。 (2) 「(隔月)元利均等返済」(対象は年金受給者、かつ完済時満 81 歳未満で電話連絡が可能な方のみ)年金受給月(偶数月)ごと。 ※店頭でお申し出いただければ返済額の試算をいたします。

	※全部繰上返済は可能です。(一部繰上げ返済はできません。)
担保	不要です
連帯保証人	不要です
手数料	(1)取扱手数料 ご融資金額 30万円未満 1,080円 ご融資金額 30万円以上 3,240円 (2)貸出条件変更手数料 全部繰上返済等(1件につき)4,320円
お申込み時に必要な書類	(1)本人確認資料 運転免許証、健康保険証、写真付住民基本台帳カード、パスポート、印鑑証明書、のうち一点 (2)(ご融資金額300万円超の場合)所得証明 最新年度分の公的所得証明書、源泉徴収票、年金証書(通知書)、確定申告書、納税通知書、給与明細書(給与明細書は直近2か月分で社名・氏名記載のあるもの、賞与がある場合は、直近1年分賞与明細書)
ご返済日	毎月27日(当組合の休業日の場合は翌営業日)
金利情報	窓口へお問い合わせください。
苦情処理措置 ・紛争解決措置	・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または業務部にお申し出下さい。【フリーダイヤル】0120-745-530 受付日:月曜日～金曜日(祝日および組合の休業日は除く) 受付時間:午前9時～午後5時 なお、苦情等対応手続については、別途リーフレットをご用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス http://www.hiroshima-kenshin.co.jp ・紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会 仲裁センター(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会 仲裁センター(電話:03-3581-2249)で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合業務部またはしんくみ相談所にお申し出下さい。また、お客さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立て

については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

電話：03-3567-2456

所在地：〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-1